

社会保険の基礎ポイント

創業後、規模が拡大することにより社員を雇用する場合には、各種の保険制度に加入する必要があります。各保険制度は独立しており、それぞれ関係官庁にて手続を行う必要があります。

1. 労働者災害補償保険

労働者災害補償保険とは、業務上の事由または通勤による労働者の負傷・疾病・障害または死亡に対し労働者やその遺族のために必要な保険給付を行う保険制度です。パート・アルバイトを問わず、労働の対価（賃金）を受けている全ての従業員が対象になります。

基本的には従業員のみ対象の制度ですが、一定の要件に該当する事業主は特別加入という制度を利用することにより加入することもできます。

【労働者災害補償保険】	
どこへ	労働基準監督署
いつ	労働者を雇用した日より10日以内
なにを	保険関係成立届、労働保険概算保険料申告書
だれが	労働者である人はすべて対象
商業登記簿謄本、賃貸契約書など	

2. 雇用保険

従業員が失業した場合、その生活を守り、いち早く再就職できることを目的に給付する制度です。また、失業に対する給付以外にも、60歳以上の雇用に関する給付や従業員の能力開発を目的とした給付があります。

従業員を対象にした保険制度であるため、代表取締役および取締役などの役員は原則加入できませんが、一定の要件を満たし、且つ、実態は従業員と同様な役割を担うと判断される取締役は雇用保険に加入することができます。

【雇用保険】	
どこへ	公共職業安定所（ハローワーク）
いつ	労働者を雇用した日より10日以内
なにを	雇用保険適用事業所設置届、資格取得届など
だれが	1年以上継続して雇用する見込みがあり、かつ週20時間労働する者
商業登記簿謄本、賃貸契約書、労働者名簿、賃金台帳、労働者名簿、雇用保険被保険者証など	

3 . 健康保険・厚生年金保険

健康保険とは、業務外の傷病で治療が必要な場合に、その治療費などを給付する制度です。一定の要件に該当する家族も被扶養者として保険給付の対象となります。治療費以外について、仕事をすることができない期間に給付される傷病手当金もあります。なお、傷病以外において、出産や死亡した際にも給付されるのが特徴です。このほか 40 歳以上の方は「介護保険」の第 2 号被保険者として健康保険と同時に介護保険にも加入することになります。

厚生年金保険とは、会社に働いている人（法人の場合は役員を含む）が老齢になった際に支給される制度です。なお、老齢以外にも傷害、死亡した際に支給されます。また、厚生年金保険の被保険者は、同時に国民年金の第 2 号被保険者にもなります。

法人では、代表取締役も含めすべて強制加入ですが、個人事業の場合、個人事業の事業主本人は加入することができませんのでご注意ください。この場合、社員は健康保険、事業主は「国民健康保険」に加入となります。

【健康保険・厚生年金保険】	
どこへ	社会保険事務所
いつ	労働者を雇用した日より 5 日以内
なにを	新規適用事業所届、資格取得届など
だれが	正社員など パート・アルバイトなどは正社員と比べて週所定労働時間及び日数が 4 分の 3 以上である者
商業登記簿謄本、賃貸契約書、労働者名簿、賃金台帳、労働者名簿、年金手帳など	

添付書類は書類を提出する各行政窓口によって変わる場合があります。事前に各行政窓口にお問い合わせください。

4 . 社会保険の手続きをスムーズに行うために

社会保険は、労働基準監督署、ハローワーク、社会保険事務所など複数の窓口で手続きすることになり、各々の窓口で必要となる書類が異なります。また、同じ行政窓口でも地域により必要な書類も違ってきますので、事前に各行政窓口で確認するか、社会保険労務士などの専門家に相談することが、スムーズに手続きを行うポイントとなります。

執筆者：社会保険労務士 宮嶋邦彦

（株式会社 タップクリエイト パートナーコンサルタント）